

指定管理者

（株）ゆうとぴあ河辺は、昭和52年に廃校になった旧大伍小学校を改装した木造校舎の宿「河辺ふるさと」の宿や、古民家風の宿「交流館才谷屋」、「坂本龍馬脱藩の日記念館」の指定管理者です。その他に宴会・食事、料理仕出し、特産品開発・販売を行っています。また、隣接する「河辺ふるさと公園」の管理業務も行っています。

河辺地区には文化庁歴史の道百選の「坂本龍馬脱藩の道」や、全国的に珍しい「屋根付橋」が8橋あるなど、貴重な歴史的・文化的遺産があります。これらの観光資源を生かして行政や「河辺坂本龍馬脱藩の道保存会」、「河辺屋根付橋保存会」、「大洲市観光協会河辺支部」と連携しながら、多様なイベントを企画し情報を発信することなどにより、地元住民と地域外の人との交流を図り、特色のある魅力的な宿として、河辺の観光の中心として河辺を元気にしていきたいと思えます。

マイナスイオンたっぷりの大自然に囲まれたこの土地で、心と体のリフレッシュにぜひお越しください。

所在地
大洲市河辺町三嶋一三四
☎ 392211
<http://www.kawabe-furusato.com>



大洲市では市内に点在する観光施設のサービスを向上させるため、指定管理者制度を導入して指定管理者を育成していきまいた。このコーナーでは、施設と指定管理者に知っていただけるよう、指定管理者の声を届けさせていただきます！

自然に囲まれた懐かしい
風情の癒やしの空間です！



【施設名】 河辺ふるさとの宿
【指定管理者】 （株）ゆうとぴあ河辺

市内観光施設シリーズ企画
私たちが指定管理者です！

No. 9

【指定管理者からの
耳より情報】

【イベントのお知らせ】

4月～3月：「坂本龍馬脱藩の道ミニウォーク」
随時開催（要予約）

6月初旬：「ホテル観賞とハーモニカの夕べ」

【ココがスゴイ】

当宿自慢の郷土料理「アマゴのさつま」が大洲市0級グルメ二つ星賞を受賞しました！

【ココが見所】

河辺ふるさと公園の桜や、用の山の桜が3月末から見ごろになります。

税務署からのお知らせ

確定申告が間違っていたときの訂正方法は？

税額を多く申告していたとき

・申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求められます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

税額を少なく申告していたとき

・申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

確定申告を忘れていたとき

・確定申告をしなければならぬのに、申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署長から決定を受けたりすると、加算税が賦課される場合があります。

掲載事項について、お分かりにならない点がありましたら、大洲税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
大洲税務署 ☎ 243115

さあ！ネットで申告
e-Tax
国税庁 電子申告 納税システム

詳しい情報は
e-Taxホームページへ
e-Taxホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

まちのわだい



▲大きな声で決意発表

輝く未来に決意表明

～河辺中学校 少年式～

2/4(金)

第37回河辺中学校少年式が河辺基幹集落センターで行われました。7人の生徒は、それぞれの決意を多数の参加者を前に、大きな声で堂々と発表しました。

少年式を通して、少年の日の意義やこれまでの自分、また将来や進路について考えることができました。

午後からは、中学校で親子給食、砥部焼の絵付け体験、命に関するビデオの鑑賞をしました。

2/5(土)

ぬくもりのある地域づくりを目指して

～平成23年度 今坊公民館・友愛館大会～

平成22年度今坊公民館・友愛館大会が今坊教育集会所で開催されました。これは、住民一人ひとりが人権意識の高揚を図り、すべての住民が主体となって、互いの人権を尊重する実践活動の定着化、ぬくもりのある地域づくりを実現するため、毎年開催しているものです。

当日は、地元の小・中学生による人権作文・人権メッセージ・人権標語の発表と人権作品の展示、また、谷口晃氏（西条市立小松小学校教頭）を講師にお招きし、「今 輝くために」をテーマに講演をしていただきました。

自らの経験などを基とした人権についてのお話とギターの弾き語りに、参加者は真剣に耳を傾けていました。



▲講演の様子

受け継ぎし伝統文化を披露

～地域伝統文化キッズ・カーニバル～

2/27(日)

地域の伝統文化の継承に取り組んでいる子どもたちが、日ごろの練習や学習の成果を発表する「地域伝統文化キッズ・カーニバル」が、松山市のひめぎんホールで開催されました。

大洲市からは、田口地区の天満区獅子舞保存会と菅田地区の菅田町区五ツ鹿こども教室が出演し、会場を盛り上げました。

天満区獅子舞保存会は、このイベント出演を機に、約50年ぶりに豆まき・さるつり・きつねの演目を復活させました。

獅子の勇壮な舞いと、爺さん・嫁さん・さる・きつねのユーモラスな動きに、会場からは大きな拍手が起こっていました。



▲堂々とした演技

将来の自分たちへ

～中野小タイムカプセル埋設式～

2/27(日)



▲宝物などを埋設する6年生児童

中野小学校と幼稚園、そのPTAが主催となってタイムカプセル埋設式が中野小学校グラウンドで行われました。式では、関係者が見守る中、子どもたちに向けて中村知事や清水市長、卓球の福原愛選手からのメッセージが読み上げられた後、6年生が代表して埋設しました。

タイムカプセルには小学生の宝物のほか、児童とその保護者、肱川中学生などが書いた「将来の自分への手紙」200通などが入れられました。

たくさんの人の思いを詰め込んだこのタイムカプセルは2020年8月15日に開封されることとなっています。子どもたちが10年後、どのように成長しているのか楽しみですね。

3/3(木)

大洲の新名物を料理しよう

～0級ご当地グルメ料理教室～

昨年11月に開催された「0級ご当地グルメコンテスト」の入賞料理をたくさんの人に広めようと、大洲小学校の料理クラブで料理教室が開かれました。今回は、大洲コロッケプロジェクト委員会の河田剛治さんを講師に招き、小学校4年生～6年生の16人が、最優秀賞の三ツ星賞に輝いた「大洲コロッケ」にチャレンジしました。

最初はサトイモの粘りに戸惑っていた子どもたちでしたが、講師の丁寧な説明にすぐに慣れ、ピンポン玉くらいの丸いコロッケを次々と作っていました。最後にキツネ色に揚げた完成した大洲コロッケは、2個3個と子どもたちの口に運ばれていました。



▲完成！大洲コロッケ

平成22年度大洲市人権 同和教育研究大会

2月18日(金)、平成22年度大洲市人権・同和教育研究大会が、国立大洲青少年交流の家で開催されました。

315人が参加したこの大会では、開会行事に続き、午前中は就学前教育、学校教育、社会教育(第1・第2)、職場と行政の5つの分科会に分かれて、それぞれの報告をもとに熱心な協議が行われました。

新谷地区人権教育協議会の報告では、地元青年団が今年度初めて人権・同和教育研修を実施したという前向きな取り組みが紹介されていました。



午後の全体会では、米田孝弘さん(県人権教育協議会事務局長)の講演がありました。「この生命輝かせ」と題しての講演は、自らかかわった具体的な結婚差別についてのお話で、とても印象に残る感動的な講演でした。

大洲市保健センター ☎23-0310 (大洲地域)
 肱川保健センター ☎34-2340 (肱川地域)

保健センター情報

長浜保健センター ☎52-3055 (長浜地域)
 河辺保健センター ☎39-2111 (河辺地域)

4月の各種検診(健診)

【乳幼児関係】(実施場所:大洲市保健センター)

事業名	実施日	受付時間	該当者	対象	持参品
4か月児健康診査	4月12日(火)	午後1時～ 1時30分	平成22年11月生まれ	市内全域	母子健康手帳・アンケート・ 歯ブラシ
10か月児育児相談	4月13日(水)		平成22年6月生まれ		
1歳6か月児健康診査	4月19日(火)		平成21年9月生まれ		
3歳児健康診査	4月26日(火)		平成20年3月生まれ		母子健康手帳・アンケート・ バスタオル

がん検診！受けていますか？

－ 男女別・がんによる死亡数(平成21年) －

	男性	女性
肺	25	10
肝臓・肝内胆管	7	10
胃	8	9
大腸	9	5
前立腺	4	
乳		4
子宮		1
その他	32	20
計	85	59

平成21年の「大洲市のがんの部位別死亡数」は左図のとおりです。男性は、肺がんによる死亡が1位で、増加傾向にあります。女性は、肺がん、肝臓・肝内胆管がんが多い結果となっています。がん検診(集団検診)は、40歳(子宮頸がん検診は20歳)から受けることができます。

「忙しいから、健康だから、がん検診をうける必要がない！」と思っている人はいませんか？

がん検診は、早期発見・早期治療が重要です。自覚症状が出る前に、1年に1回は検診を受けましょう。

健康はかけがえのない宝物！その宝物を守るために、検診を受けませんか？

事前の検診申し込みは必要ありませんので、健康チェックカレンダーで日程を確認し、市内の希望する会場で受けてください。

65歳以上の人を対象にした生活機能評価(検診と同時に実施)を実施していましたが、制度改正により「基本チェックリスト」で日常生活に関する機能の低下を見つけた方法に変わりました。

基本チェックリストとは、「日用品の買物をしていますか」「15分位続けて歩いていただけますか」「口の渇きが気になりますか」など、介護予防の観点から考えられた25項目の簡単な質問表です。

基本チェックリストにより、生活機能が低下していると判断された人は、介護予防のためのサービス(介護予防教室など)を受けることができます。(要介護認定を受けている人は対象になりません。)

介護予防のための
「基本チェックリスト」を
郵送します

65歳以上のみなさんに、調査協力をお願い

基本チェックリストは、3年間に分けて順次発送しますので、必要事項を記入してご返送ください。

なお、新たに65歳になった人や、市から基本チェックリストが届いていない人で、サービスの利用を希望される場合は随時相談を受け付けていますので、ご連絡ください。

【問い合わせ先】
 高齢福祉課内地域包括支援センター
 ☎242111
 (内線169・176)